

2013年7月26日  
日本銀行  
シンガポール通貨庁

シンガポール通貨庁による日本国債を担保とした  
シンガポール・ドル資金供給策に関する合意

日本銀行とシンガポール通貨庁は、シンガポール金融市場の安定性向上のためのクロスボーダー担保取極を締結することに合意した。

本取極により、シンガポールで活動する金融機関は、シンガポール通貨庁に対して日本国債を担保として差し入れることで、同庁よりシンガポール・ドルの供給を受けることが出来るようになる。本措置は、同庁の流動性供給ファシリティの適格担保を拡充し、邦銀を含めて、シンガポールに拠点を置き、同ファシリティを利用する資格のある金融機関の流動性管理の柔軟性を高めるものである。

本措置は、日本銀行とシンガポール通貨庁による、長年に亘る日本・シンガポール両国の金融・経済関係のサポートに対するコミットメントを強化するものである。

具体的な仕組みについては、準備が整い次第、シンガポール通貨庁より公表される。

以 上

<本件照会先>

国際局 アジア金融協力センター (03-3277-3561)